

電子納品保管活用システム再構築業務委託事業者選定委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、山梨県が設計・開発を委託する電子納品保管活用システム再構築業務について、総合評価競争入札により契約を行う相手方を選定するための委員会の設置について定めるものとする。

(名称)

第2条 この委員会の名称を、電子納品保管活用システム再構築業務委託事業者選定委員会（以下「委員会」という。）とする。

(組織)

第3条 委員会は、5名の委員をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験又は行政経験のある者のうちから知事が委嘱又は任命する。
- 3 委員は、別表のとおりとする。

(委員長及びその代理)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選任する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 委員長に事故あるときは、委員長のあらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(委員会の開催)

第5条 委員会の会議は、委員長が召集し、主宰する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席により成立する。
- 3 議事は、出席委員の過半数により決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(所掌事項)

第6条 委員会は、次の各号について検討を行い決定する。

- 一 総合評価競争入札における落札者決定基準の決定
- 二 総合評価競争入札方式により落札者を決定しようとするとき、予定価格の制限の範囲内の価格をもって行われた申込のうち価格その他の条件が山梨県にとって最も有利なもの決定

(庶務)

第7条 委員会の事務局は、山梨県県土整備部技術管理課において処理する。

(委員長への委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営、その他必要事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は令和7年5月1日から施行し、契約締結の日に効力を失う。